

「JFE バラストエース」ラインナップ完了！ ～顆粒薬剤モデルを加え、全船種に最適方式を提案～

JFE エンジニアリング株式会社（本社:東京都千代田区、社長:岸本純幸）は、このたび、バラスト水処理装置^{※1}「JFE バラストエース」の新モデルを販売開始しましたので、お知らせします。

「JFE バラストエース」は、バラスト水を取り入れる際にフィルターでろ過し、さらにその海水を薬剤処理によって海洋生物を除去するシステムです。現行モデルは液体の薬剤を使用しており、その補給は荷揚港や給油港などで行っています。

「JFE バラストエース」は、簡単（Simple）・確実（Sure）・安全（Safe）にバラスト水を処理できる性能が評価され、2010年5月の販売開始以来、累計300隻を超える船舶で採用いただいております。

今回、当社が商用化した新モデルは、顆粒状の薬剤^{※2}（ネオクロールマリン[®]）を船上で溶解して使用します。これは、コンパクトで保存期間が長いこと、船内の限られたスペースに薬剤を蓄備することができ、寄港地が一定していない不定航路船舶や寄港地の停泊時間が充分に取れないLNG船などに適しています。

当社は、この新しい顆粒薬剤モデルに関して、2013年6月に国土交通省の型式承認^{※3}を追加取得し、これまでに今治造船株式会社より5隻の新造船で受注しています。

船舶へのバラスト水処理装置の設置は、国際条約により義務付けられる予定です。この条約は早ければ2015年初旬に発効する見通しとなっており、発効後は約7年間のうちに全ての外航船舶にバラスト水処理装置の搭載が行われます^{※4}。

当社は、今後、国際条約により一層の市場拡大が見込まれる中、顆粒薬剤モデルを商品ラインナップに加えることで、あらゆる船種・船型、船の運用に最適なシステムをご提案し、事業の拡大を図ってまいります。

【受注概要】

注文主：今治造船株式会社

搭載船種：バルク船5隻

載貨重量：76000DWT（1隻）、61000DWT（4隻）

【顆粒殺菌剤：ネオクロールマリン】



顆粒状 かさ比重 0.9



荷姿：プラスチックドラム
25kg 入り φ325×450

- ※1 バラスト水とは船舶がバランスを保つために保持する海水であり、通常、荷揚港で船底のタンクに注水し荷積港で排出される。バラスト水処理装置はバラスト水とともに運ばれてしまう海洋生物を処理し生態系の破壊を防ぐシステム。バラスト水管理条約が発効後、本条約に定める処理基準を満たすため全ての外航商船にバラスト水処理装置の設置を義務付けされる。
- ※2 顆粒薬剤は、25kg 入り UN 容器で供給。容器 1 個分で約 4,000m³ のバラスト水処理が可能。
- ※3 バラスト水処理装置は、IMO（国際海事機関）の G9 最終承認（薬剤の環境影響評価）を得た後、国土交通省の G8 型式承認（装置の型式承認）を経て初めて船舶に設置可能となる。「JFE バラストエース」は液体薬剤方式で 2010 年 3 月に IMO の G9 最終承認を取得、2010 年 5 月に国土交通省の型式承認を取得し商用化。今回の顆粒薬剤方式は、2012 年 10 月に IMO の G9 最終承認を取得後、本年 6 月に国土交通省の型式承認を取得。
- ※4 バラスト水管理条約は、30 カ国の批准およびその合計船腹量が 35%を超えた日から 12 ヶ月後に発効。現在 37 カ国がバラスト水管理条約に批准し、その合計船腹量は全世界の商船全体の 30.32%（2013 年 6 月 21 日時点）。本年 5 月に開催された IMO（国際海事機関）専門会議（MEP65）で規制スケジュールを合意し、11 月の総会で採択を目指すとしており、2015 年初旬の条約発効の可能性が高まっている。<https://www.mlit.go.jp/common/000998265.pdf> さらに、昨年度より、米国沿岸警備隊（United States Coast Guard）やマレーシア政府による地域規制が既に発効しており、バラスト水処理装置の搭載ニーズは急拡大している。

本件に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

J F E エンジニアリング株式会社 総務部広報室